

御代替り・新元号 「令和」発表される

公布・施行は新天皇踐祚即位の
五月一日であるべき

平成31年 4月号 (263号)
(皇紀2679年)

新風

編集人 瀬戸 開

発行人 魚谷 哲央
年間購読料 2,000円

維新政党・新風本部
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下ル
第2ふじビル4階
TEL.075-708-3700 FAX.075-708-3800
<http://shimpu.jpn.org/>
otayori@shimpu.jpn.org

初春の令月にして気淑く風和ぎ
梅は鏡前にして粉を披き
蘭は珮後の香を薫らす
(万葉集)

今上天皇陛下御讓位、御代替りに伴ふ新元号が四月一日発表された。政府はこの発表をもつて公布、五月一日施行としたが、言語道断である。この発表はあくまでも内定であり、五月一日の皇太子殿下の天皇踐祚即位後の御裁可を戴いて即公布・施行されるのが一世一元制の原則で

ある。

政府は、この度の手続方法を国民生活に混乱をもたらさないためと言ひつものつて来たが、平成への御代替りの時もさほどの混乱などは生じてをらず、もしまあ少あつたとしてもわが国最大の公事で文化伝統の根本である御代替りの諸儀の伝統維持の下では些末なことである。それでは問題視するとすれば、日本人の精神性は一時代昔に称されたエコノミックアニマルそのものであらう。

この御代替りが孕む皇位継承の危機に対する対応策の一つである旧宮家の復籍について、安倍首相は大東亜戦争敗戦後の米国占領政策によつて下された十二宮家の臣籍降下といふ占領政策を覆すことは全く考へてゐないと三月の国会において答弁した。旧宮家復籍に関しては様々な

事情を現実に考慮しなければならぬことは事実であらうが、GHQの決定云々といふ意識そのものが、戦後七十余年を経た独立主権国家の宰相のものとは信じられないものがある。

皇位継承を安定的ならしめるために維新政党・新風は、緊急避難的に現皇室典範を改正して現宮家に旧宮家男子を養子に迎へて先づ現宮家の存続を図る必要があることを以前から提案して来た。その後に旧宮家の復籍や皇室典範そのものを現行憲法下の法律ではなく、憲法と同等の位置付としての旧皇室典範に復する必要がある。

いづれにしても国体に関する皇位継承問題においてGHQ占領政策の軛から脱し得ない安倍首相は、その主張する戦後レジームからの脱却や憲法改正問題における本音を隠らずも露呈したことを改めて確認したい。